

## 水防災意識社会再構築ビジョン

平成27年9月の関東・東北豪雨により鬼怒川の堤防が決壊、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済損失が発生しました。また平成28年台風10号により、岩手県の要配慮者施設では利用者9名全員が死亡する等、激甚化する豪雨に対応するため「施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」との考えに立ち、ハード・ソフト対策を一体として、社会全体でこれに備える水防災意識社会の再構築への取組が必要となりました。

### 水防法の一部改正（平成29年6月施行）

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画（概ね5年間で達成すべき目標）  
 那賀川直轄管理区間の氾濫区域には阿南市の中心市街地や、世界的にも有数の高輝度LED企業の工場等が立地する地域が存在し、ひとたび氾濫すれば広範囲に拡大する特性より、甚大な人的被害や、交通途絶による経済的被害等が想定されることを踏まえ、大規模水害に対し、「逃げ遅れゼロ」や「社会経済被害の最小化」を目指します。

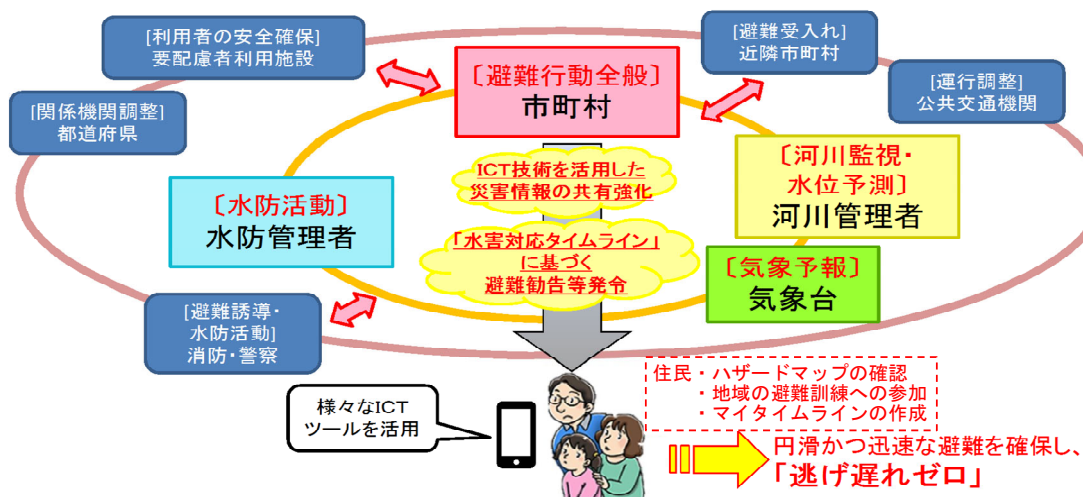
### 主な取組

#### 水防法に基づいた大規模氾濫減災協議会の創設

○国及び都道府県知事は、多様な関係者が連携して大規模氾濫に対する減災対策をハード・ソフト両面から総合的・一体的に推進するため、洪水予報河川・水位周知河川について、大規模氾濫減災協議会を組織（国協議会は必置、都道府県協議会は任意設置）。

#### ▼協議会のイメージ

「水害対応タイムライン」等を協議会で作成・点検。



那賀川水系大規模氾濫減災協議会

平成30年5月15日発足

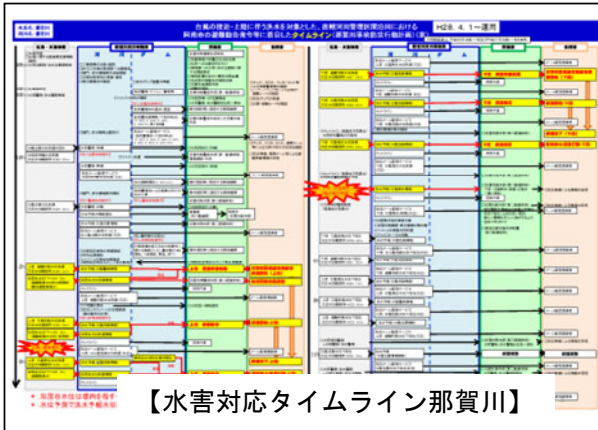
構成員

・阿南市 ・小松島市 ・那賀町 ・徳島県  
 ・徳島地方気象台 ・那賀川河川事務所

### 水害対応タイムラインの作成促進

タイムラインとは、災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況を予め想定し共有した上で「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画で、防災行動計画とも言います。

那賀川タイムラインは平成28年4月1日から運用されており、必要に応じて見直しを行います。



### 出前講座やイベントの実施

出前講座は、那賀川河川事務所が、地域の皆様との対話を重視した行政を行う上での取組の一つとして実施しており、防災や環境の取組など四国地方整備局の行っている事業について、わかり易くお話しさせていただきます、ご意見などを伺うものです。

主に公共性・公益性のある団体、機関等からのご依頼に応じてお伺いします。みなさまからの申込みをお待ちしております。



### 要配慮者利用施設における避難体制構築への支援

洪水のリスクが高い区域にある要配慮者利用施設の管理者等に対し、避難確保計画の作成、避難訓練の実施を義務化し、利用者の確実な避難確保を図っていきます。

提出状況については協議会で共有し、那賀川河川事務所のホームページで発表していきます。



### 防災教育の促進

文部科学省と国土交通省が連携し、防災教育の取組を進めていきます。

防災に関する内容が強化された新学習指導要領に基づく授業が2020年度から開始されることを念頭にモデル校を対象に防災教育を実施していきます。

